

ご案内（要約）

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。（詳細は当協会のホームページ「ゆくたびたてやま」をご参照ください。）

1. 募集型企画旅行契約

（１）この旅行は、一般社団法人立山町観光協会（以下「当協会」という。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という。）を締結することになります。

（２）当協会はお客様が当協会の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

（３）旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」という。）及び当協会の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」によります。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

（１）店頭にてお申込みの場合、当協会の定めた必要事項を記入した申込書の提出とお申込金のお支払いが必要です。

（２）電話、郵便及びファクシミリ話その他の通信手段にてご予約の場合、当協会が予約を受諾した翌日から起算して 3 日以内にお申込金のお支払いが必要です。

（３）当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに契約は成立します。お申込金は、旅行代金又は取消料もしくは違約料のそれぞれ部として取扱います。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、当協会が別に定める日までにお支払いいただきます。取消料、違約料及び追加料金が発生した場合は、それをお支払いいただくことがあります。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃、宿泊費、食事代、体験料、ガイド料、消費税等諸税の他、パンフレット等に旅行代金に含まれるものとして明示されたもの及び旅行業務取扱料金が含まれています。当該費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

5. 旅行代金に含まれないもの

前項に記載されていないものは含まれません。例えば、超過手荷物料金、空港施設使用料、運送機関が課す付加運賃・料金、クリーニング、電話代等の個人的性質の諸費用・税等、自由行動時に要する費用、集合解散地までの交通費・宿泊費は含まれません。

6. 当協会による旅行契約の解除（旅行開始前）

（１）当協会は、次に掲げる場合において、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります（一部例示）。

イ お客様が、申込条件を満たしていないことが判明したとき。

ロ 最少催行人員に達しなかったことにより旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13 日目（日帰り旅行については、3 日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお知らせします。

ハ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

7. 当協会の責任

（１）当協会は、旅行契約の履行に当たって、当協会が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償いたします。

ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当協会に対して通知があったときに限ります。

（２）お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当協会は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

（３）当協会は、手荷物について生じた第 1 号の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、14 日以内に当協会に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき 15 万円を限度（当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

8. 特別補償

当協会は、当協会の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款（募集型企画旅行の部）別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害に

ついて、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払い

ます。ただし、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山、スカイダイビング、スキューバダイビング・パラセール搭乗その他これらに類する危険な運動等によるものであ

るときは、当協会は補償金及び見舞金を支払いません。

9. 取消料（お客様による旅行契約の解除） お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。（日帰り旅行にあっては 10 日前から取消料が発生します。）

20 日前～8 日前まで	7 日前～2 日前まで	前日	当日	旅行開始後
旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%